

# daily コラム

2023年8月29日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email [tfc@wakei-kai.com](mailto:tfc@wakei-kai.com)

## 永年勤続表彰金の 社保・労保・課税上の取扱い

### 今年の6月に事務取扱いが追加された事項

今年の6月27日に出された「標準報酬月額  
の定時決定及び随時改定の事務取扱いに  
関する事例集」に永年勤続表彰金について  
以下の問答が追加されました。

問「事業主が長期勤続者に対して支給する  
金銭、金券または記念品は報酬等に含ま  
れるか」

答「永年勤続表彰金については、企業によ  
り様々な形で支給されるためその取扱いに  
ついては名称などで判断するのではなく、  
その内容に基づき判断を行う必要があるが、  
少なくとも以下の要件をすべて満たすよ  
うな支給形態であれば、恩恵的に支給さ  
れるものとして原則として報酬等に該当  
しない。ただし、当該要件を一つでも満  
たさないことをもって直ちに報酬等と判  
断するのではなく、事業所に対して当該  
永年表彰金の性質について十分認識した  
うえで総合的に判断する。

### 「永年勤続表彰金における判断要件」

①表彰の目的が企業の福利厚生施策また  
は長期勤続の奨励策として実施するもの。  
なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が  
付与されるような場合はより福利厚生  
の側面が強いと判断される。

②表彰の基準は勤続年数のみを要件とし  
て一律に支給されるもの

③支給形態は社会通念上いわゆるお祝い  
金の範囲を超えていないものであって  
表彰の間隔がおおむね5年以上のもの。

労働保険上の取扱いは行政手引 50502  
によると「勤続年数に応じて支給され  
る勤続褒賞金は、一般的には賃金とは  
認められない」とされています。

### 課税上の取扱いは

国税庁のタックスアンサー2591によ  
ると創業記念で支給する記念品や永年  
にわたって勤務している人の表彰にあ  
たって支給する記念品などは、一定の  
要件を満たしていれば給与として課税  
しなくともよいとなっています。た  
だし、記念品の支給や旅行や観劇への  
招待費用の負担に代えて現金、商品券  
などを支給する場合にはその全額（商  
品券の場合は額面額）が給与として課  
税されます。

